

EVバス・EVトラック導入促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和5年4月25日付5都環公地温第502号
(改正) 令和5年8月1日付5都環公地温第1674号
(改正) 令和6年4月16日付6都環公地温第600号
(改正) 令和7年4月22日付7都環公地温第956号
(改正) 令和8年4月27日付8都環公地温第1107号

(目的)

第1条 この要綱は、EVバス・EVトラック導入促進事業実施要綱（令和5年3月13日付4産労産新第327号。以下「実施要綱」という。）第5-3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行するEVバス・EVトラック導入促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第4-1に掲げるものであって、税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないもの及び公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体又は個人は、助成対象者としな

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象車両等)

第4条 本助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）は、実施要綱第4-2及び別表第1に掲げる自動車検査証の記載事項の要件を満たすもの（中古のもの、都の他の同種の補助金又は助成金の交付を重複して受けるもの、助成対象者が車両販売業者であって当該車両販売業者に係るもの（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の

場合も含む。)から調達したもの、助成対象者(助成対象者がリース事業者の場合は助成対象車両の借主)の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品を除く。)とする。なお、実施要綱第4 2及び別表第1の要件は、実施要綱第4 2(1)から(2)までに定める助成対象車両に係る申請においては初度登録日から、実施要綱第4 2(3)に定める助成対象車両に係る申請においては改造登録日から継続して満たすものであること。

- 2 前項の規定にかかわらず、東京都の実施する「東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付は重複して受けることができる。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、実施要綱第4 3に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。ただし、実施要綱第4 2(1)から(2)に定める助成対象車両に係る申請においては第9条第4項の規定による交付決定の通知の日よりも前に契約を締結したものの経費を除く。

- 2 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は助成対象経費としない。
 - 一 過剰であるとみなされる経費は助成対象としない。
 - 二 車両販売業者等からの還付等に伴い、助成対象者が実質的に負担していないとみなされる経費
- 3 実施要綱第4 3(1)における助成対象経費の中に助成対象者(助成対象者がリース事業者の場合は助成対象車両の借主)に関係するものからの調達分を含む場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。
- 4 実施要綱第4 3(2)における助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達分又は関係するものからの調達分を含む場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。
- 5 助成対象経費の支払いは、助成対象者本人が行わなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、公社が別に定める場合においては、この限りではない。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 4に定める金額とする。ただし、実施要綱第4 4(4)ア(ア)に定める本助成金の交付にあつては、次に掲げる要件2~4を満たすものとし、同ア(イ)に定めるものにあつては、2及び3の要件を満たすものとし、同イに定めるものにあつては、5の要件を満たすものとする。

- 2 実施要綱第4 2(1)から(2)に定める助成対象車両に係る申請においては、公社が

実施する公共用充電設備若しくは充放電設備設置を含む助成事業（以下「該当事業」という。）に令和6年4月1日以降に申請している又は申請する予定であること。

- 3 初度登録日又は初度検査日が令和8年4月1日以降の車両の場合、該当事業の申請を令和6年4月1日以降かつ第7条第1項における書類提出前に申請していること。
- 4 該当事業の申請者と、本助成事業の申請者が一致すること又は両申請者が同一の生計の関係等にあること。ただし、該当事業がリース申請の場合は、使用者が一致すること。
- 5 充放電設備の設置場所にあつては、助成対象車両における自動車検査証上の使用の本拠の位置若しくは自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されていること。
- 6 自動車検査証上の使用者がグリーン経営認証、ISO14001 認証又は東京都貨物輸送評価制度（三ツ星若しくは5年連続評価等に限る。）を取得しており、認定書等に記載の住所が助成対象車両における自動車検査証上の使用の本拠の位置若しくは自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致すること。

（本助成金の交付申請）

第7条 実施要綱第4 2（1）から（2）までに定める助成対象車両に係る申請を行う場合、本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出するものとする。なお、当該書類の提出は、公社が定める期間（天災地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間）に行うこととし、原則として次に掲げる期限のうち最も遅い日から起算して60日を経過する日までとする。

- 一 助成対象車両の初度登録日又は初度検査日
- 二 助成対象車両の代金の支払日
- 三 助成対象車両のリース契約日
- 四 国その他の団体からの補助金等（以下「国補助等」という。）の助成額の確定日付（額確定通知の発行日付）
- 五 その他公社が適当と認めた日

ただし、経済産業省「グリーンイノベーション基金事業」（以下「GI 基金」という。）の助成金を併給する場合においては、実施要綱第4 1（4）に掲げる者とリース契約を締結した事業者（「自動車検査証」上の使用者）からの申請を妨げないものとする。なお、「GI 基金」による助成金を間接的に受給する助成対象者については、「GI 基金」による助成金の交付決定を受けた事業者と共同申請の上で、本助成金の交付申請を行うものとする。

- 2 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、国補助等の併用を前提とし、本助成金の交付申請を行うこと。国補助等の交付申請をすることができない場合は、国補助等未申

請理由申告書（第3号様式）を提出すること。

- 3 実施要綱第4 2（3）に定める助成対象車両に係る申請を行う場合、本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（改造費）（第1号様式その3）、誓約書（第2号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出するものとする。なお、当該書類の提出は、公社が定める期間（天災地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に行うこととし、原則として、改造に係る自動車の登録日又は国補助等の助成額の確定日付（額確定通知の発行日付）のうち最も遅い日から起算して60日を経過する日までとする。ただし、本助成金の交付の申請は、国補助等の助成額の確定を受けているものに限る。
- 4 実施要綱第4 4（4）イに定める助成金の交付を受けようとする助成対象者は、自動車検査証上の使用者がグリーン経営認証、ISO14001 認証又は東京都貨物輸送評価制度（三ツ星若しくは5年連続評価等に限る。）を取得していることを証明すること。
- 5 第1項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 6 第1項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

（手続代行者）

第8条 助成対象者は、前条第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を第三者に対して依頼することができる。

- 2 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないもの及び公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものであり、かつ、第3条第2項各号に該当しないものでなければならない。
- 3 助成対象者は、第10条、第11条及び第20条の規定により申請書等を公社に提出する場合についても第1項と同様に、手続代行者に手続の代行を依頼することができる。

（手続代行者の責務等）

第8条の2 手続代行者は、事業の円滑な推進のため、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、助成対象者にその内容を誤りのないよう説明するとともに、当該助成対象者及び公社との連携を図らなければならない。

- 2 手続代行者は、本交付要綱及びその他公社が定める手続を遅滞なく行うとともに、公社からの内容確認等に対し、指定される期限までに回答しなければならない。

また、第25条で規定する公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、助成対象者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施しなければならない。

- 3 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者が本交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。
- 4 手続代行者は、前項の調査に協力しなければならない。
- 5 手続代行者は、従業員等(本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。)に対して、本交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件について、周知徹底するとともに、指揮監督を行わなければならない。

(本助成金の交付決定及び額の確定)

第9条 公社は、第7条第1項及び第3項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。なお、公社が交付申請者又は手続代行者に対して申請内容の不備等の是正を求めた場合、交付申請者又は手続代行者は30日以内(天災地変等交付申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間)に不備等を是正するものとし、公社が交付申請者又は手続代行者に修正を求めた初回の日の翌日から起算して180日以内に交付申請者又は手続代行者が全ての不備等を是正しない場合は、その申請は取り下げられたものとみなす。

- 2 公社は、前項の規定による本助成金の交付決定の審査に当たっては、助成対象者がリース事業者である場合は、リース料金に助成金相当額分の値下がりがあることを確認するものとする。ただし、助成対象者が第7条第1項ただし書に規定するリース契約を締結した事業者に該当する場合は、リース料金に助成金相当額分の値下がりがあることを確認するものとする。
- 3 公社は、第1項の決定を行うに当たっては、必要に応じて都と協議し、都へ報告するものとする。
- 4 公社は、前条第1項の申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては実施要綱第4-4(1)から(4)までのうち、(4)アを除いて算定される助成金については助成金交付決定通知書兼額確定通知書(第4号様式その1)により、実施要綱第4-4(4)アに基づき算定される助成金は助成金交付決定通知書(第4号様式その2)により、(5)に基づき算定される助成金は助成金交付決定通知書兼額確定通知書(改造費)(第4号様式その3)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

5 公社は、第1項の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに前項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し本助成金を支払うものとする。

（交付の条件）

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第4項の規定により本助成金の被交付者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

一 本要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、前条第4項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該事業をいう。以下同じ。）により取得した財産（以下「取得財産」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

二 実施要綱第4 4（4）アに定める助成額を申請する場合にあっては、令和6年4月1日以降に該当事業の申請を行い、該当事業において額確定通知書（該当事業の助成額が確定し、通知された書類をいう。以下同じ。）を受領した日から30日以内又は令和18年2月28日までのいずれか早い日までに第1号様式1その2及び別表2に定める書類を提出すること。ただし、公社が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

三 前項において、第9条第4項に基づく助成金交付決定通知書兼額確定通知書（第4号様式その1）を受領する前に該当事業の額確定通知書を受領している場合は、助成事業の交付決定兼額確定通知書（第4号様式その1）を受領してから30日以内に第1号様式1その2及び別表2に定める書類を提出すること。ただし、公社が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

四 公社が第14条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

五 公社が第16条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第17条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

六 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（申請の撤回及び取下げ）

第11条 被交付者は、第9条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条

件に異議があるときは、同条第4項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。ただし、助成額交付決定通知書（第4号様式その2）に対する撤回は、実施要綱第4-4（4）アに係る部分に限る。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。
- 3 申請者は、公社が交付決定を行うまでの間、申請の取下げを申し出ることができる。申し出を受けた公社は、審査を中止し、受領した一切の書類を破棄する。なお、公社が交付の決定を行った日と取下げの申し出が同日であった場合は、申請者は第1項に基づき撤回を申し出ること。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第12条 被交付者は、個人の事業者にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第13条 被交付者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により本助成金の交付の決定を受けたとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- 四 暴力団員等に該当するに至ったとき。（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）
- 五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項及び第3項中「公社」

とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(不正手続き等に対する措置)

第15条 公社は、交付申請者、被交付者、手続代行者又は車両販売業者（以下において「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する手続を行った場合若しくは当該申請に係る販売を行った場合又はその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続等を行ったものとみなして本条を適用する。

一 第9条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還の請求、第17条の規定による本助成金の違約加算金の納付の請求及び第18条による延滞金の納付の請求

二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者、手続代行者又は車両販売業者を助成の対象外とすること。

三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

2 公社は、手続代行者が前条第1項第2号又は第3号に該当する場合においても、当該手続代行者に対し、前項の措置を講じることができる。

(本助成金の返還)

第16条 公社は、被交付者に対し、第14条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者、手続代行者又は車両販売業者（以下「被交付者等」という。）に対し、期限を定めて本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 公社は、本助成金の支払い後、当該助成金の額が、実施要綱第4及び本交付要綱第6条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者等に対し、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。

3 被交付者等は、第1項及び前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

4 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第17条 公社は、第14条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者等

に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者等に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者等は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（延滞金）

第18条 公社は、被交付者等に対し、第16条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者等が、公社が指定した期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者等に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者等は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（他の助成金等の一時停止等）

第19条 公社は、被交付者等に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者等が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（処分の制限）

第20条 被交付者は、取得財産（助成事業により取得し、又は効用を増加した財産。以下同じ。）を処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄又は担保に供すること及び自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外への変更をいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、財産の取得から法定耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者等は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申

請書（第14号様式）を公社に提出しなければならない。

- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、第2項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書（第15号様式）により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第32に定める方法により算出した返還額（以下「返還金」という。）を請求するものとする。
- 6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（助成事業の経理）

- 第21条 被交付者等は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 被交付者等は、前項の書類について、第9条の規定により公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存しておかなければならない。

（調査等）

- 第22条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、交付申請者等に対し、本事業に関し報告を求め、助成対象車両の使用の本拠の位置及び事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 交付申請者等は、前項の規定による報告の徴収、助成対象車両の使用の本拠の位置及び事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（指導・助言）

- 第23条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者等に対し必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第24条 公社は、本事業の実施に関して知り得た交付申請者等（法人の場合はその他役員・従業員等を含む。）に係る個人情報、企業活動上の情報並びに申請書類等に記載された申請者情報、申請内容及び交付・実績に関する情報（以下「個人情報等」という。）については、都の施策目標及び本事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項のみに使用する。

- 一 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
 - 二 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
 - 三 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
 - 四 助成金制度に関する統計分析及びその結果を活用した制度改善ならびに新規事業の企画
 - 五 都への事業報告及び都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
 - 六 都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供
- 2 公社は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に基づき、適切に管理するものとする。
- 3 本条に定めのない事項については、公社が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」に従うものとする。
- 4 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、交付申請者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。
- 5 公社は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他公社の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、又は本人以外の者から収集しない。

(電子情報処理組織による申請等)

第25条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第7条第1項及び第3項並びに第8条の規定に基づく本助成金の交付申請
- 二 第20条第2項の規定に基づく取得財産等処分の承認の申請

(その他必要な事項)

第26条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和 5 年 4 月 25 日付 5 都環公地温第 502 号）
この要綱は、令和 5 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 1 日付 5 都環公地温第 1674 号）
この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 16 日付 6 都環公地温第 600 号）
この要綱は、令和 6 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 22 日付 7 都環公地温第 956 号）
この要綱は、令和 7 年 4 月 22 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 27 日付 8 都環公地温第 1107 号）
この要綱は、令和 8 年 4 月 27 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（車両の購入又はリースに係る申請の場合）自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	助成対象者がリース事業者の場合	割賦販売（※）で購入する場合
所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース使用者	助成対象者と同一名義

※割賦販売：売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売すること。

（改造費に係る申請の場合）

自動車検査証	所有者及び使用者の氏名又は名称
改造前の自動車検査証	助成対象者と同一名義
改造後の自動車検査証	助成対象者と同一名義

別表第2（第7条関係）

（車両の購入又はリース等に係る申請の場合）

必要書類		備考
1	助成金交付に係る申請書（第1号様式） ※オンライン申請の場合は提出不要	
2	誓約書（第2号様式） ※オンライン申請の場合は利用規約への同意により代替 ※リース事業者の場合、貸与先の誓約書も合わせて必要 ※転リースの場合、転リース先の誓約書も合わせて必要 ※手続代行による申請の場合、オンライン申請であっても申請者本人の署名又は押印が必要	
3	助成対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※リース事業者の場合、貸与先の登記事項証明書も合わせて必要 ※転リースの場合、転リース先の登記事項証明書も合わせて必要 ※申請日時時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※地方公共団体の場合は不要	原本又は写し
4	購入車両の代金に係る請求書 ※購入車両の登録番号又は車台番号及び車名・グレード・型式等実施要綱第4	写し

	2に定める車両であることが確認できる内容が記載されていること ※後付けで給電機能を装備する場合、車両本体価格と給電機能の装備に要する金額等の内訳が明記されているもの	
5	車両本体価格が明記されている書類（見積書等） ※車名・グレード・型式等実施要綱第4 2に定める車両であることが確認でき、車両本体価格（オプション等を除く）、値引き額等の明細が明記されているもの ※後付けで給電機能を装備する場合、車両本体価格と給電機能の装備に要する金額等の内訳が明記されているもの	写し
6	購入車両の代金の支払いを証する書類（金融機関発行の証明書、振込明細等） ※支払いの事実が確認できる書類であること。 ※車両代金の支払いは原則振込とする。金融機関発行の明細を提出できない場合や、振込明細等で代金の支払いを特定することができない場合は、領収書を提出すること（販売会社等の印があるもので、購入車両の登録番号又は車台番号及び車名・グレード・型式等実施要綱第4 2に定める車両であることが確認できる内容が記載されていること）	写し
7	購入車両の自動車検査証 ※電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を提出	写し
8	車両情報 Excel ※オンライン申請のみ	
9	助成対象車両の性能が分かる仕様書、カタログ等 ※後付けで給電機能を装備する場合、当該給電機能の性能が分かる仕様書、カタログ等	写し
10	申請者（リース事業者の場合は貸与先）の一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可書 ※旅客自動車運送事業者として申請する場合 ※申請者が地方公共団体かつ許可書を保有していない場合、一般乗合旅客自動車運送事業者との契約書等	写し
11	購入車両に係るリース契約書 ※リース事業者の場合のみ必要（リース料金に助成金相当額分の値下がり反映されているもの） ※GI 基金による助成金を併給するリース契約の場合には、リース先（「自動車検査証」上の使用者）の提出が必要（リース料金に助成金相当額分の値下がり反映されていないもの） ※転リースの場合、転リースに係る契約書も合わせて必要	写し
12	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者の場合のみ必要 ※GI 基金による助成金を併給するリース契約の場合には、リース先（「自動車検査証」上の使用者）の提出が必要 ※転リースの場合、転リースに係る算定根拠明細書も合わせて必要	写し
13	国補助等の「交付額通知書」又は「交付決定通知書兼交付額確定通知書」 ※国補助等を併給する場合に提出 ※GI 基金による助成金を併給する場合には、交付決定の通知を受けた事業者が提出すること ※「交付額確定通知書」が存在しない国補助（GI 基金を含む）の場合は、「交付決定通知書」又はそれに類する書類を提出すること※国補助を併用できない場合、国補助等未申請理由申告書（第3号様式）を提出すること	写し
14	グリーン経営認証、ISO14001 認証又は東京都貨物輸送評価制度（「三ツ星」若しくは「5年連続評価等」）を取得していることがわかる認定書等	写し

	<p>※実施要綱第4 4 (3) イに定める増額申請を行う場合のみ必要</p> <p>※認定書等に記載の住所が、自動車検査証上の使用の本拠の位置若しくは自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致すること</p> <p>※交付申請時点で有効期限内であること</p>	
15	<p>共同申請者間で取り交わされた業務委託契約書等の書類</p> <p>※GI 基金による助成金を併給する場合に提出</p> <p>※共同申請者間における助成対象車両の導入経費の負担（助成金の受け渡し等）について証明するもの</p>	写し
16	振込先口座が確認できる書類（通帳等）	写し
17	その他公社が必要と認める書類	写し

（充放電設備又は公共用充電設備の導入による助成額の申請）

1	助成金交付実績報告書（第1号様式その2）
2	公社が実施する公共用充電設備若しくは充放電設備導入に係る事業の額確定通知書（令和6年度以降に交付申請を行ったもの）
3	助成金交付額確定通知書（第11号様式）
4	その他公社が必要と認める書類

（改造費に係る申請の場合） 必要書類	
1	<p>助成金交付に係る申請書（第1号様式その3）</p> <p>※オンライン申請の場合は提出不要</p>
2	<p>誓約書（第2号様式）</p> <p>※オンライン申請の場合は利用規約への同意により代替</p>
3	<p>助成対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）</p> <p>※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。</p> <p>※地方公共団体の場合は不要</p>
4	令和7年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））又は令和7年度補正予算 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））における改造費の「交付決定通知書兼交付額確定通知書」
5	<p>改造前車両の本体価格がわかる書類</p> <p>※購入当時の見積書、注文書、請求書など、オプション等を除いた車両本体の価格がわかること。</p> <p>※車両に関する情報（購入時期、車名、グレード、型式、購入車両の登録番号又は車台番号等）の記載により、自動車検査証に記載の車両のものと紐づけができること。</p>
6	<p>改造前車両の自動車検査証</p> <p>※電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を提出</p>
7	<p>改造後車両の自動車検査証</p> <p>※電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を提出</p>

	※改造の前後で所有者が同一であること。
8	申請者の一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可書 ※旅客自動車運送事業者として申請する場合 ※申請者が地方公共団体かつ許可書を保有していない場合、一般乗合旅客自動車運送事業者との契約書等
9	改造費用の請求書
10	改造費用の支払いを証する書類（金融機関発行の証明書、振込明細等）
11	振込先口座が確認できる書類（通帳等）
12	その他公社が必要と認める書類

※項番3以降の書類については写しの提出で可